

令和 9 ・ 10 年度
平 戸 市 物 品 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 提 出 要 領

(1) 受付期間【土・日・祝日を除く、午前 9 時～午後 4 時まで】

■ 1 次受付（令和 9 年 4 月 1 日から適用）

令和 8 年 10 月 1 日（木曜）～令和 8 年 11 月 30 日（月曜）まで

※郵送される場合は、令和 8 年 11 月 30 日消印有効

■ 2 次受付（受付日から適用）

令和 9 年 3 月 23 日（火曜）～随時

※令和 9 年 3 月 31 日以前の受付分は、令和 9 年 4 月 1 日から適用

(2) 対象

物品及び業務委託（設計・測量・コンサルを除く。）

※工事を伴わない役務の提供（発掘調査、漏水調査等）は物品での取扱い

(3) 提出資格

下記の要件をすべて満たす方

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に該当しない者（※注 1）及び経営状態が著しく不健全であると認められない者（※注 2）
- ② 資格審査を受ける日の属する年の 1 月 1 日で創業又は当該法人を設立してから 1 年を経過している者
- ③ 市町村税全般（個人事業者については、国民健康保険税を含む。）を滞納していない者
- ④ 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑤ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合においては、これらの要件を満たしている者

(4) 提出方法

持参又は郵送。

郵送の場合は、書類不備の連絡及び受理票の返信のため、必ず返信用封筒を同封すること。ない場合は、不要として判断します。

なお、ファイル綴じは不要です。

(5) 有効期間

令和 9 年 4 月 1 日（受理日） ～ 令和 11 年 3 月 31 日

(6) 様式

平戸市指定様式

平戸市ホームページ参照

「産業ビジネス」→「入札・契約」→「入札参加資格審査申請要項・様式」→
「令和 9・10 年度 平戸市物品入札参加資格審査申請要領」

(7) 問合せ先

〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所財政課 契約管財班

TEL 0950-22-9110 Email keiyaku@city.hirado.lg.jp

(※注 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項

1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(※注 2) 経営状態が著しく不健全であると認められないとは

・会社法の清算の開始又は破産法の破産手続開始の申立てをしていないこと。